# 事務所コラム

2020年11月2日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

## 免税事業者が申告したら

### 申告義務のない申告がなされた場合

消費税の免税事業者に該当するので申告 義務のない者が、手違いで申告書を提出し たら、それは有効でしょうか。

仕入税額控除ができる者は、課税事業者 に限られますから、免税事業者は仕入代金 に含まれている消費税と地方消費税の還付 を受けることはできません。

### 申告義務のない還付申告がなされた場合

もし、免税事業者が判断を誤って、申告・納税をした場合は、無効な申告の取下げ依頼書の提出の慫慂がなされ、過誤納金の返還がなされるものと思われます。

それならば、免税事業者の還付申告でも 同じはずと思われますが、還付申告では、 まず、還付申告は有効な申告とみなして、 控除対象仕入税額0円、控除不足還付税額 0円とする修正申告を慫慂したり、更正処 分をしています。

## 還付不履行のまま申告無効の主張だけ否定

免税事業者のする還付申告の例は少なく ありませんが、実際に還付が行われている ケースはなさそうで、還付保留のまま、ゼ ロ申告の修正申告・更正処分がなされ、そ の上で保留還付金の返還である「納税」と 当初還付申告による「還付」とを相殺関係 とするようです。

ただし、そこで終わるのではなく、修正 申告・更正処分に伴う過少申告加算税や重 加算税の賦課が後からついてきます。

免税事業者還付申告に関わる税務係争の ほとんどは、この賦課処分を不服とするも のです。

#### ケジメを重視するスタンス

実際に還付がなされてもいないのに、これは許せん、とばかりに行政も司法も硬直的な対応をしています。

過少申告加算税の制度は、申告納税方式 の下において、納税者の申告は納税義務を 確定する上で重要であり、適正な申告をし ない納税者に対して一定の制裁を加え、そ の申告秩序の維持を図ることを目的とした ものであるから、過大な還付金を申告した 場合には、還付金が現実に納税者に還付さ れているかどうかにかかわらず、同申告に よって過少申告加算税が賦課されるのは当 然だ、と判決文に書かれています。



過少申告加算税は 還付申告額の10% (50万円超部分は 15%)、重加算だと 35%